

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十

一・二（略）

三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号(3)の告示で定める場所において使用するものに限る。）

イ・ロ（略）

ハ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHz

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

五、一九〇MHz、五、二三〇MHz、五、二七〇MHz又は五、三二〇MHz

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

五、二二〇MHz又は五、二九〇MHz

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

五、二五〇MHz

二 変調方式は、次のいずれかであること。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一八MHz以下のものに限る。）

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が一八MHz以下のものに限

現行

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十

一・二（略）

三 五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三二〇MHz又は五、三三〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）

イ・ロ（略）

ハ 変調方式は、次のいずれかであること。

(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

(一) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式

(二) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方式

る。

(3) 直交周波数分割多重方式

ホ 信号伝送速度は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合
毎秒二〇メガビット以上(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合
毎秒四〇メガビット以上(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合
毎秒八〇メガビット以上(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合
毎秒一六〇メガビット以上ヘ 送信バースト長は四ミリ秒以下であること。
送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。(1) 直接拡散方式を用いたスペクトル拡散方式を使用するもの
一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方式を使用するもの
一〇ミリワット以下

(3) 直交周波数分割多重方式を使用するものは、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九MHz以下のもの
一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下(二) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下のもの
一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下のもの

(三) 直交周波数分割多重方式

(2) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え三八MHz以下の場合 直交周波数分割多重方式

二 信号伝送速度は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合、毎秒二〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならないこと。

(2) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合、毎秒四〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならないこと。

ホ 送信バースト長は四ミリ秒以下であること。

ヘ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

(1) ハ(1)の変調方式を使用する送信装置は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(2) ハ(1)の変調方式を使用する送信装置は、一〇ミリワット以下であること。

(3) ハ(1)及びハ(2)の変調方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九MHz以下のものは、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(二) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下のものは、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

一 ㉓の帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下
 四 占有周波数帯幅が七八㉓を超え一五八㉓以下のもの

一 ㉓の帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

五 一 ㉓の帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九㉓以下の場合

(一) (略)

(二) 五、二六〇㉓、五、二八〇㉓、五、三〇〇㉓又は五、三二〇㉓の周波数の電波を使用する場合

五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合には、一〇ミリワット以下

(2) 占有周波数帯幅が一九㉓を超え三八㉓以下の場合

(一) (略)

(二) 五、二七〇㉓又は五、三一〇㉓の周波数の電波を使用する場合

二・五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合には、五ミリワット以下

(3) 占有周波数帯幅が三八㉓を超え七八㉓以下の場合

(一) 五、二一〇㉓の周波数の電波を使用する場合

二・五ミリワット以下

(二) 五、二九〇㉓の周波数の電波を使用する場合

ト 一 ㉓の帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九㉓以下の場合

(一) (略)

(二) 五、二六〇㉓、五、二八〇㉓、五、三〇〇㉓又は五、三二〇㉓の周波数の電波を使用する場合

(イ) 一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合 一〇ミリワット以下

(ロ) (イ)以外の場合 五ミリワット以下

(2) 占有周波数帯幅が一九㉓を超え三八㉓以下の場合

(一) (略)

(二) 五、二七〇㉓又は五、三一〇㉓の周波数の電波を使用する場合

(イ) 一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合 五ミリワット以下

(ロ) (イ)以外の場合 二・五ミリワット以下

一・二五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合にあつては、二・五ミリワット以下

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

○・六二五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合にあつては、一・二五ミリワット以下

リ 直交周波数分割多重方式は、一MHzの帯域幅当たりの搬送波の数が一以上であること。

又 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式は、次のいずれかであること。

- (1) 拡散率が五以上となるもの
- (2) 変調方式が変調信号の送信速度に等しい周波数の五倍以上の周波数帯域幅にわたつて掃引する信号を変調信号の送信の周期ごとに乗算させるもの

リ 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベ

リ 直交周波数分割多重方式は、一MHzの帯域幅当たりの搬送波の数が一以上であること。

又 スペクトル拡散方式は、次のいずれかであること。

- (1) 直接拡散方式であつて、その拡散率が五以上となるものであること。
- (2) 直接拡散方式であつて、変調方式が変調信号の送信速度に等しい周波数の五倍以上の周波数帯域幅にわたつて掃引する信号を変調信号の送信の周期ごとに乗算させるものであること。

リ 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合、搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

(2) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合、搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

(3) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合、搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値である

搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値である

ル及び四〇デシベル以上低い値

(4) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の(±)三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものより二五デシベル以上低い値

帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

- (1) 五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する場合

(一) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルからの差の周波数(f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
五、一四〇MHz以上五、二三三・三MHz以下	五、二六〇MHz	二六・七MHzを超え二二〇MHz未満	二・五マイクロワット以下
五、二三三・三MHzを超え		二〇MHzを超え二六・七MHz以下	次に掲げる式による値以下
五、二四〇MHz以下			$10^{-1} \cdot 8 \cdot (6/30) \cdot (f-20)$
五、二四〇MHzを超え五、二二〇MHz以下		一一MHzを超え二〇MHz以下	次に掲げる式による値以下

こと。

川 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

- (1) 五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHzの周波数の電波を使用する場合

(一) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルからの差の周波数(f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 fの単位は、MHzとする。

(一)

四九MHz以下	五、二四九MHz を超え五、二二 五〇MHz以下	一〇MHzを超え 一一MHz以下	10-1 (8/30) (11) / ニドシテ 次に掲げる式に よる値以下
五、三五〇MHz 以上五、三六 〇MHz以下	九〇MHz以上一 〇〇MHz以下	二・五マイクロワ ット以下	
周波数帯	基準チャネ ル	基準チャネル からの差の周 波数 (f)	一MHzの帯域幅に おける等価等方 輻射電力
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
五、一三五MHz 以上五、二三 三・三MHz以下	五、二六〇MHz	二六・七MHzを超 え一二五MHz未 満	二・五マイクロワ ット以下
五、二二三・ 三MHzを超え		二〇MHzを超え	次に掲げる式 による値以下
五、二四〇MHz		二六・七MHz以下	10-1.8 - (6/30) (1-20) /

注 f の単位は、MHzとする。

(二)

周波数帯	基準チャネ ル	基準チャネル からの差の周 波数 (f)	一MHzの帯域幅に おける等 価等方輻射電力
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 f の単位は、MHzとする。

占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

(2) 五、一九〇MHz、五、二三〇MHz、五、二七〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する場合

以下	五、二四〇MHzを超え五、二四九MHz以下	五、三二〇MHz	一MHzを超え二〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(S/M)}{(F-1)}$ W ワット
五、二四〇MHzを超え五、二四九MHz以下	五、三二〇MHz	一〇MHzを超え二〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(S)}{(F-1)}$ W ワット	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(S)}{(F-1)}$ W ワット
五、三五〇MHz以上五、三六五MHz以下	五、三二〇MHz	三〇MHz以上四〇MHz以下	二・五マイクロワット以下	二・五マイクロワット以下

注 f の単位は、MHzとする。

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、一〇〇MHz以上五、一四一・六MHzを超え五、一四一・六MHz以下	(略)	四八・四MHzを超え九〇MHz以下	(略)
五、一四一・六MHzを超え五、一五〇MHz以下	(略)	四〇MHzを超え四八・四MHz以下	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 五、一九〇MHz又は五、二三〇MHzの周波数の電波を使用する場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、一〇〇MHz以上五、一四二MHz以下	(略)	四八MHzを超え九〇MHz以下	(略)
五、一四二MHzを超え五、一五〇MHz以下	(略)	四〇MHzを超え四八MHz以下	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	五、二七〇MHz以上五、二七八・四MHz未満	五、二七〇MHz	四〇MHz以上四八・四MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(3/50) \cdot (1-20) \cdot 1.8 \cdot 10^8}{1.72} \text{MHz}$
五、二七八・四MHz以上五、四〇〇MHz以下	五、二七〇MHz以上五、二一〇MHz	五、二七〇MHz	四八・四MHz以上一七〇MHz未満	(略)
五、二一〇MHz以上五、二一〇MHz	五、二一〇MHz	五、二一〇MHz	七〇MHz未満	二・五マイクロワット以下
五、二一〇MHzを超え五、二〇〇MHz以下	五、二一〇MHz	五、二一〇MHz	六〇MHzを超え一七〇MHz未満	二・五マイクロワット以下
五、二〇〇MHzを超え五、一九〇MHz以下	五、二〇〇MHz	五、二〇〇MHz	四八・四MHzを超え一七〇MHz未満	二・五マイクロワット以下
五、一九〇MHzを超え五、一八〇MHz以下	五、一九〇MHz	五、一九〇MHz	四〇MHzを超え四八・四MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(3/50) \cdot (1-20) \cdot 1.8 \cdot 10^8}{1.72} \text{MHz}$
五、一八〇MHzを超え五、一七〇MHz以下	五、一八〇MHz	五、一八〇MHz	二一MHzを超え四〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(3/130) \cdot (1-21) \cdot 1.8 \cdot 10^8}{1.72} \text{MHz}$
五、一七〇MHzを超え五、一六〇MHz以下	五、一七〇MHz	五、一七〇MHz	二〇MHzを超え二一MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(3/130) \cdot (1-21) \cdot 1.8 \cdot 10^8}{1.72} \text{MHz}$
五、一六〇MHzを超え五、一五〇MHz以下	五、一六〇MHz	五、一六〇MHz	一〇MHzを超え二〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(3/130) \cdot (1-21) \cdot 1.8 \cdot 10^8}{1.72} \text{MHz}$
五、一五〇MHzを超え五、一四〇MHz以下	五、一五〇MHz	五、一五〇MHz	一〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(3/130) \cdot (1-21) \cdot 1.8 \cdot 10^8}{1.72} \text{MHz}$

(略)	五、二七〇MHz以上五、二七五・八MHz未満	五、二七〇MHz以上五、二七五・八MHz未満	四〇MHz以上四五・八MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-1} \frac{(17/200) \cdot (1-40) \cdot 1.8 \cdot 10^8}{1.72} \text{MHz}$
五、二七五・八MHz以上五、四〇〇MHz以下	五、二七五・八MHz以上五、四〇〇MHz以下	五、二七五・八MHz以上五、四〇〇MHz以下	四五・八MHz以上一七〇MHz未満	(略)

注 fの単位は、MHzとする。

五、三五〇MHz 以上五、三五 八・四MHz未満 五、三五八・ 四MHz以上五、 四〇〇MHz以 下	五、三一〇MHz	四〇MHz以上四 八・四MHz以下 四八・四MHz以上九 〇MHz以下	ロビー 一・五マイクロワ ット以下 二・五マイクロワ ット以下
--	----------	--	---

注 fの単位は、MHzとする。

(3) 五、二二〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数の電波を使用する場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅に おける等価等方 輻射電力
五、〇二〇MHz 以上五、一二 三・二MHz以下	五、二二〇MHz	八六・八MHz以上一 九〇MHz以下	二・五マイクロワ ット以下
五、一二三・ 二MHzを超え 五、一五〇MHz 以下		六〇MHz以上八 六・八MHz以下	一・五マイクロワ ット以下
五、二五〇MHz 以上五、二五 一MHz未満		四〇MHz以上四一 MHz未満	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-(-40) + 10g(f/4)}$ ワット
五、二五一MHz		四一MHz以上八〇	次に掲げる式に

(3) 五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電

波を使用する場合

(一) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅におけ る等価等方輻射電力
五、一四〇MHz 以上五、二三 三・三MHz以下	五、二六〇MHz	二六・七MHzを超え 二二〇MHz未満	二・五マイクロワツ ト以下
五、二二三・ 三MHzを超え 五、二四〇MHz 以下		二〇MHzを超え二 六・七MHz以下	次に掲げる式 による値以下 $10^{-(-1.8) + 10g(f/30)}$ ワット
五、二四〇MHz を超え五、二 四九MHz以下		一一MHzを超え二 〇MHz以下	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-(-1.8) + 10g(f/30)}$ ワット
五、二四九MHz		一〇MHzを超え一	次に掲げる式に

以上五、二九〇MHz未滿		MHz未滿	よる値以下 $10^{-8} / 390 (f-47) - 1.1 \log (f-47)$
五、二九〇MHz以上五、二九六・七MHz未滿		八〇MHz以上八六・七MHz未滿	次に掲げる式による値以下 $10^{-8} / 100 (f-80) - 1.8 + \log (f-47) / 3$
五、二九六・七MHz以上五、四八〇MHz以下		八六・七MHz以上二七〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-8} / 100 (f-80) - 1.8 + \log (f-47) / 3$
五、四八〇MHz以上五、二〇三・三MHz以下	五、二九〇MHz	八〇MHz以上八六・七MHz未滿	次に掲げる式による値以下 $10^{-8} / 100 (f-80) - 1.8 + \log (f-47) / 3$
五、二〇三・三MHzを超え五、二四九MHz以下		四一MHz以上八〇MHz未滿	次に掲げる式による値以下 $10^{-8} / 390 (f-47) - 1.1 \log (f-47)$
四九MHz以下			次に掲げる式による値以下 $10^{-8} / 390 (f-47) - 1.1 \log (f-47)$

(二) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

注 f の単位は、MHzとする。

周波数帯	基準チャンネル	基準チャンネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、一三五MHz以上五、二二三・三MHz以下	五、二六〇MHz	二六・七MHzを超え一二五MHz未滿	二・五マイクロワット以下
五、二二三・三MHzを超え五、二四〇MHz以下		二〇MHzを超え二六・七MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-1.8} - (6/30) (f-20) / 3$
五、二四〇MHzを超え五、二四九MHz以下		一一MHzを超え二〇MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-1.8} - (6/30) (f-11) / 3$
五、二四九MHzを超え五、二五〇MHz以下		一〇MHzを超え一一MHz以下	次に掲げる式による値以下 $10^{-1.8} - (6/30) (f-10) / 3$
五、二五〇MHz以上五、三三〇MHz	五、三二〇MHz	三〇MHz以上四五MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、三三〇MHzを超え五、三六〇MHz以下		一MHz以下	二・五マイクロワット以下

五、二四九MHz を超え五、二 五〇MHz以下		四〇MHz以上四一 MHz未満	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-11} \log \frac{1000}{f}$ ワット
五、三五〇MHz 以上五、三七 六・八MHz未満		六〇MHz以上八 六・八MHz未満	一五マイクロワ ット以下
五、三七六・ 八MHz以上五、 四八〇MHz以 下		八六・八MHz以上一 九〇MHz以下	二・五マイクロワ ット以下

注 fの単位は、MHzとする。

(4) 五、二五〇MHzの周波数の電波を使用する場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅に おける等価等方 輻射電力
四、九一六MHz 以上五、〇九 九・六MHz以下	五、二五〇MHz	一五〇・四MHz以上 三三四MHz以下	二・五マイクロワ ット以下
五、〇九九・ 六MHzを超え 五、一五〇MHz 以下		一〇〇MHz以上一 五〇・四MHz未満	一五マイクロワ ット以下
五、三五〇MHz 以上五、四〇 〇・四MHz未満		一〇〇MHz以上一 五〇・四MHz未満	一五マイクロワ ット以下

五MHz以下			
--------	--	--	--

注 fの単位は、MHzとする。

(4) 五、二七〇MHz又は五、三一〇MHzの周波数の電波を使用する場合

周波数帯	基準チャネ ル	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅におけ る等価等方輻射電力
五、一〇〇MHz以上五、 二一〇MHz以下	五、二七〇MHz	六〇MHzを超え一 七〇MHz未満	二・五マイクロワツ ット以下
五、二一〇MHzを超え 五、二二四・二MHz以下		四五・八MHzを超え 六〇MHz以下	二・五マイクロワツ ット以下
五、二二四・二MHzを超 え五、二三〇MHz以下		四〇MHzを超え四 五・八MHz未満	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-11} \log \frac{1000}{f} \times 1.811 \log \frac{11.25}{f}$ ワット

五、四〇〇・ 四〇〇以上五、 五八四〇〇以 下		一五〇・四〇〇以上 三三四〇以下	二・五マイクロワ ット以下
----------------------------------	--	---------------------	------------------

注 f の単位は、 MHz とする。

ワ イからヲまでに規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条
件に適合するものであること。

四 五、四七〇 MHz を超え五、七二五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（上
空にあつては、航空機内で運用するものに限る。）

イ 前号イ、ロ、ヘ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

ロ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七 MHz 以下の場合

- 五、五〇〇 MHz 、五、五二〇 MHz 、五、五四〇 MHz 、五、五六〇 MHz 、五、五
- 八〇 MHz 、五、六〇〇 MHz 、五、六二〇 MHz 、五、六四〇 MHz 、五、六六〇 MHz 、
- 五、六八〇 MHz 又は五、七〇〇 MHz

五、二二〇 MHz を超え 五、二四九 MHz 以下		二一 MHz を超え四 〇 MHz 以下	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-8} \cdot (150 \cdot f - 21) \cdot 10^6 \cdot (1/7)$ 川(ロ)ロニア
五、二四九 MHz を超え 五、二五〇 MHz 以下		二〇 MHz を超え二 一 MHz 以下	次に掲げる式に よる値以下 $10^{-8} \cdot (f - 20) \cdot 10^6 \cdot (1/7)$ (三)
五、三五〇 MHz 以上五、 三五八・四 MHz 未満	五、三三〇 MHz	四〇 MHz 以上四 八・四 MHz 以下	クニア
五、三五八・四 MHz 以上 五、四〇〇 MHz 以下		四八・四 MHz 以上九 〇 MHz 以下	一五マイクロワット 以下

注 f の単位は、 MHz とする。

キ イからルまでに規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条
件に適合するものであること。

三の二 五、五〇〇 MHz 、五、五一〇 MHz 、五、五二〇 MHz 、五、五四〇 MHz 、五、五五〇 MHz 、
五、五六〇 MHz 、五、五八〇 MHz 、五、五九〇 MHz 、五、六〇〇 MHz 、五、六二〇 MHz 、五、
六三〇 MHz 、五、六四〇 MHz 、五、六六〇 MHz 、五、六七〇 MHz 、五、六八〇 MHz 又は五、七
〇〇 MHz の周波数の電波を使用するもの（上空で運用する無線局（航空機内で運用す
るものを除く。）が使用するものを除く。）

イ 前号イ、ロ、ホ、チ及びリに掲げる条件に適合すること。

- (2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合
五、五一〇MHz、五、五五〇MHz、五、五九〇MHz、五、六三〇MHz又は五、六七〇MHz
- (3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合
五、五三〇MHz又は五、六一〇MHz
- (4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合
五、五七〇MHz
- ハ 変調方式は、次のいずれかであること。
- (1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一・七MHz以下のものに限る。）
- (2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が一・七MHz以下のものに限る。）
- (3) 直交周波数分割多重方式
- ニ 信号伝送速度は、次のとおりであること。
- (1) 占有周波数帯幅が一・七MHz以下の場合
毎秒二〇メガビット以上
- (2) 占有周波数帯幅が一・七MHzを超え三八MHz以下の場合
毎秒四〇メガビット以上
- (3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合
毎秒八〇メガビット以上
- (4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合
毎秒一六〇メガビット以上
- ホ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。
- (1) 直接拡散方式を用いたスペクトル拡散方式を使用するもの
一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

- ロ 変調方式は、次のいずれかであること。
- (1) 占有周波数帯幅が一・七MHz以下の場合
（一）直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式
（二）振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方式
（三）周波数分割多重方式
- (2) 占有周波数帯幅が一・七MHzを超え三八MHz以下の場合 周波数分割多重方式
- ハ 信号伝送速度は、次のとおりであること。
- (1) 占有周波数帯幅が一・七MHz以下の場合、毎秒二〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならないこと。
- (2) 占有周波数帯幅が一・七MHzを超え三八MHz以下の場合、毎秒四〇メガビット以上の速度で信号を伝送できるものでなければならないこと。
- ニ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。
- (1) ロ(1)の変調方式を使用するものは、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方式使用するもの
一〇ミリワット以下

(3) 直交周波数分割多重方式を使用するものは、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下のもの

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のもの

一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下のもの

一MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

(四) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下のもの

一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

ヘ 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

二五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合には、五〇ミリワット以下

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

一一・五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合には、二五ミリワット以下

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

六・二五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合には、一一・五ミリワット以下

(2) 口(1)(二)の変調方式を使用するものは、一〇ミリワット以下であること。

(3) 口(1)(三)及び口(2)の変調方式を使用するものは、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下のものは、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のものは、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

ホ 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

二五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合は、五〇ミリワット以下

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

一一・五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合は、二五ミリワット以下

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

六・二五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合は、一一・五ミリワット以下

(四) 以上の場合

一・二五ミリワット以下

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

三・一二五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合にあつては、六・二五ミリワット以下

ト 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の(±)三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものより二五デシベル以上低い値

チ 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) (2) (略)

(3) 五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を使用する場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、三四〇MHz以上五、四六〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下

ヘ 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合、搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合は、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合、搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合、搬送波の周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(±)一九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。

ト 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) (2) (略)

下	
五、四六〇㎒を超え五、四六九・五㎒以下	五〇マイクロワット以下
五、四六九・五㎒を超え五、四七〇㎒以下	五・二マイクロワット以下
五、七二五㎒以上五、八六〇㎒以下	一・二・五マイクロワット以下

注 fの単位は、㎒とする。

(4) 五、五七〇㎒の周波数の電波を使用する場合

周波数帯	輻射電力
五、二二六㎒以上五、四一九・六㎒以下	一・二・五マイクロワット以下
五、四一九・六㎒を超え五、四七〇㎒以下	五〇マイクロワット以下
五、七二五㎒以上五、九〇四㎒以下	一・二・五マイクロワット以下

注 fの単位は、㎒とする。

リ イからトまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

五 五、二一〇㎒及び五、二九〇㎒のいずれかの周波数並びに五、五三〇㎒及び五、六一〇㎒のいずれかの周波数の電波を同時に使用するもの（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号(5)の告示で定める場所において使用するものに限る。）

イ 第三号イ、ロ、ヘ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

ロ 占有周波数帯幅は三八㎒を超え七八㎒以下であること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

ハ 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。
 ニ 信号伝送速度は、毎秒一六〇メガビット以上であること。

ホ 送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。

ヘ 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二一〇MHzの周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下

(2) その他の周波数の場合

〇・六二五ミリワット以下。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備する場合にあつては、一・二五ミリワット以下

ト 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の(±)三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものより二五デシベル以上低い値

チ 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二一〇MHz並びに五、五三〇MHz及び五、六一〇MHzのいずれかの周波数の電波を使用する場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、〇二〇MHz以上五、一三	五、二一〇MHz	七五・二MHz以上一	二・五マイクロワット以下
四・八MHz以下		九〇MHz以下	
五、一二四・八MHzを超え		四〇MHz以上七	一二・五マイクロワット以下
五、一七〇MHz		五・二MHz未満	

以下	五、二五〇MHz 以上五、二五 一MHz未満	五、二五一MHz 以上五、二八 五・二MHz未満	五、二八五・ 二MHz以上五、 三七〇MHz未 満	五、三七〇MHz 以上五、四五 四・八MHz以下	五、四五四・ 八MHzを超え 五、四七〇MHz 以下	五、七二五MHz 以上五、八〇 〇MHz以下	五、六一〇MHz	四〇MHz以上四一 MHz未満	次に掲げる式に よる値以下 $10 \cdot (f-40) \log \frac{1}{2} \text{MHz}$ ロミア
				七五・二MHz以上一 六〇MHz未満	六〇MHz以上七 五・二MHz未満	一一五MHz以上一 九〇MHz以下		四一MHz以上七 五・二MHz未満	次に掲げる式に よる値以下 $10 \cdot (f-30) \cdot (f-40) \cdot (f-10) \log \frac{1}{2}$ ロミア
				七五・二MHz以上一 六〇MHz以下	六〇MHz以上七 五・二MHz未満	一一五MHz以上一 九〇MHz以下		七五・二MHz以上一 六〇MHz未満	次に掲げる式に よる値以下 $10 \cdot (f-30) \cdot (f-40) \cdot (f-10) \log \frac{1}{2}$ ロミア
				二・五マイクロワ ット以下	二・五マイクロワ ット以下	二・五マイクロワ ット以下		二・五マイクロワ ット以下	次に掲げる式に よる値以下 $10 \cdot (f-30) \cdot (f-40) \cdot (f-10) \log \frac{1}{2}$ ロミア
				二・五マイクロワ ット以下	二・五マイクロワ ット以下	二・五マイクロワ ット以下		二・五マイクロワ ット以下	次に掲げる式に よる値以下 $10 \cdot (f-30) \cdot (f-40) \cdot (f-10) \log \frac{1}{2}$ ロミア

注 fの単位は、MHzとする。

(2) 五、二九〇MHz並びに五、五三〇MHz及び五、六一〇MHzのいずれかの周波数の電波を使用する場合

周波数帯	基準チャネル	基準チャネルからの差の周波数 (f)	1MHzの帯域幅における等価方輻射電力
五、一〇〇MHz以上五、二一四・八MHz以下	五、二九〇MHz	七五・二MHz以上一九〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二一四・八MHzを超え五、二四九MHz以下		四一MHz以上七五・二MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-6} \log \frac{10^{-4} - 10 \log f}{10^{-6} \log f}$ ミリワット
五、二四九MHzを超え五、二五〇MHz以下		四〇MHz以上四一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{-6} \log \frac{10^{-4} - 10 \log f}{10^{-6} \log f}$ ミリワット
五、三五〇MHz以上五、三六五・二MHz未満		六〇MHz以上七五・二MHz未満	一五マイクロワット以下
五、三六五・二MHz以上五、四一〇MHz未満		七五・二MHz以上一〇〇MHz未満	二・五マイクロワット以下
五、四一〇MHz以上五、四四四・八MHz以下	五、五三〇MHz	七五・二MHz以上一〇〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、四四四・八MHzを超え		六〇MHz以上七五・二MHz未満	一五マイクロワット以下

五、四七〇MHz 以下			
五、七二五MHz 以上五、八〇〇MHz以下	五、六一〇MHz	一一五MHz以上一 九〇MHz以下	一五マイクロワ ット以下

注 f の単位は、MHzとする。

リ イからチに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

六 二四・七七MHz以上二五・二三MHz以下の周波数の電波であつて二四・七七MHz若しくは二四・七七MHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は二七・〇二MHz以上二七・四六MHz以下の周波数の電波であつて二七・〇二MHz若しくは二七・〇二MHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの
イ〜ロ (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)
6 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)
6 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)

四 二四・七七MHz以上二五・二三MHz以下の周波数の電波であつて二四・七七MHz若しくは二四・七七MHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は二七・〇二MHz以上二七・四六MHz以下の周波数の電波であつて二七・〇二MHz若しくは二七・〇二MHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの
イ〜ロ (略)

8 2,450MHz を 超え 10,500MHz 以下	1～5 (略) 6 小電力データ通信システ ムの無線局 (1) <u>5,150MHz を超え</u> <u>5,350MHz 以下又は</u> <u>5,470 を超え 5,725M</u> <u>Hz 以下の周波数の電</u> <u>波を使用するもの</u> (2) (略) 7 (略)	(略) 20
9 (略)	(略)	(略)

8 2,450MHz を 超え 10,500MHz 以下	1～5 (略) 6 小電力データ通信システ ムの無線局 (1) <u>5,180MHz、5,190</u> <u>MHz、5,200MHz、</u> <u>5,220MHz、5,230M</u> <u>Hz、5,240MHz、</u> <u>5,260MHz、5,270M</u> <u>Hz、5,280MHz、</u> <u>5,300MHz、5,300M</u> <u>Hz、5,310MHz、</u> <u>5,320MHz、5,500M</u> <u>Hz、5,510MHz、</u> <u>5,520MHz、5,540M</u> <u>Hz、5,550MHz、</u> <u>5,560MHz、5,580M</u> <u>Hz、5,590MHz、</u> <u>5,600MHz、5,620M</u> <u>Hz、5,630MHz、</u> <u>5,640MHz、5,660M</u> <u>Hz、5,670MHz、</u> <u>5,680MHz 又は 5,700</u> <u>MHz の周波数の電波</u> <u>を使用するもの</u> (2) (略) 7 (略)	(略) 20
9 (略)	(略)	(略)

注 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1 ~ 第 29 (略)

第 30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 5, 150MHz を超え 5, 350MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が 19MHz 以下のものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの 19MHz

(2) 占有周波数帯幅が 19MHz 以下のものであつて、(1) 以外のもの 18MHz

(3) 占有周波数帯幅が 19MHz を超え 38MHz 以下のもの 38MHz

(4) 占有周波数帯幅が 38MHz を超え 78MHz 以下のもの 78MHz

(5) 占有周波数帯幅が 78MHz を超え 158MHz 以下のもの 158MHz

3 5, 470MHz を超え 5, 725MHz 未満の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が 19.7MHz 以下のもの 19.7MHz

注 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1 ~ 第 29 (略)

第 30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 5, 180MHz、5, 190MHz、5, 200MHz、5, 220MHz、5, 230MHz、5, 240MHz、5, 260MHz、5, 270MHz、5, 280MHz、5, 30MHz、5, 310MHz 又は 5, 320MHz の周波数の電波を使用するもの

(1) 5, 190MHz、5, 230MHz、5, 270MHz 又は 5, 310MHz の周波数の電波を使用するものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの (占有周波数帯幅が 19MHz を超えるものに限る。) 38MHz

(2) 5, 180MHz、5, 200MHz、5, 220MHz、5, 240MHz、5, 260MHz、5, 280MHz、5, 300MHz 又は 5, 320MHz の周波数の電波を使用するものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの 19MHz

(3) 5, 180MHz、5, 200MHz、5, 220MHz、5, 240MHz、5, 260MHz、5, 280MHz、5, 300MHz 又は 5, 320MHz の周波数の電波を使用するものであつて、(2) 以外のもの 18MHz

3 5, 500MHz、5, 510MHz、5, 520MHz、5, 540MHz、5, 550MHz、5, 560MHz、5, 580MHz、5, 590MHz、5, 600MHz、5, 5620MHz、5, 630MHz、5, 640MHz、5, 660MHz、5, 670MHz、5, 680MHz 又は 5, 700MHz の周波数の電波を使用するもの

(1) 5, 510MHz、5, 550MHz、5, 590MHz、5, 630MHz 又は 5, 670MHz の

(2) 占有周波数帯幅が 19.7MHz を超え 38MHz 以下のもの 38MHz

(3) 占有周波数帯幅が 38MHz を超え 78MHz 以下のもの 78MHz

(4) 占有周波数帯幅が 78MHz を超え 158MHz 以下のもの 158MHz

第 31～第 61 (略)

別表第三号(第 7 条関係)

1～28 (略)

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、5.150MHz を超え 5.350MHz 以下又は 5.470MHz を超え 5.725MHz 以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 5.210MHz 又は 5.290MHz の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5.020MHz 未満及び 5.480MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 2.5μW 以下

(4) 5.250MHz の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数の電波を使用するものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの(占有周波数帯幅が 19.7MHz を超えるものに限る。) 38MHz

(2) 5.500MHz、5.520MHz、5.540MHz、5.560MHz、5.580MHz、5.600MHz、5.620MHz、5.640MHz、5.660MHz、5.680MHz 又は 5.700MHz の周波数の電波を使用するもの 19.7MHz

第 31～第 61 (略)

別表第三号(第 7 条関係)

1～28 (略)

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、5.180MHz、5.190MHz、5.200MHz、5.220MHz、5.230MHz、5.240MHz、5.260MHz、5.270MHz、5.280MHz、5.300MHz、5.310MHz、5.320MHz、5.500MHz、5.510MHz、5.520MHz、5.540MHz、5.550MHz、5.560MHz、5.580MHz、5.590MHz、5.600MHz、5.620MHz、5.630MHz、5.640MHz、5.660MHz、5.670MHz、5.680MHz 又は 5.700MHz の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

周波数帯	不要発射の強度の許容値
4.916MHz 未満及び 5.584MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 2.5μW 以下

(5) 5,500MHz、5,520MHz、5,540MHz、5,560MHz、5,580MHz、5,600MHz、5,620MHz、5,640MHz、5,660MHz、5,680MHz又は5,700MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

ア・イ (略)

(6) 5,510MHz、5,550MHz、5,590MHz、5,630MHz又は5,670MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,420MHz 未満及び 5,760MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 2.5μW 以下

(7) 5,530MHz又は5,610MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,340MHz 未満及び 5,800MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 2.5μW 以下

(8) 5,570MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,236MHz 未満及び 5,904MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 2.5μW 以下

30~57 (略)

(3) 5,500MHz、5,520MHz、5,540MHz、5,560MHz、5,580MHz、5,600MHz、5,620MHz、5,640MHz、5,660MHz、5,680MHz又は5,700MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

ア・イ (略)

(4) 5,510MHz、5,550MHz、5,590MHz、5,630MHz又は5,670MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,420MHz 未満及び 5,760MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が 2.5μW 以下

30~57 (略)